

＜主な検討事項 事務局作成メモ＞

1. 就学状況の把握に向けた方策

- 教育委員会による外国人の子供の就学状況把握への支援として、どのような方策が考えられるか。

(例)

- ・「就学状況調査」で把握した先進事例の横展開
- ・定住外国人の子供の就学促進事業（各自治体が行う就学状況調査、就学促進の取組に対して補助）の拡充、見直し
- ・出入国在留管理庁や市町村住民基本台帳部局との情報連携（出国情報の共有など）

- 外国人の就学状況を把握していない自治体もある中で、何らかの制度的な対応を図ることも考えるべきか。その場合、具体的な方策や課題は何か。

(例)

- ・教育委員会が外国人の子供の就学状況を把握することや就学促進に関する取組を行うことを義務づけ
- ・外国人学校に通う子供の保護者に対して、教育委員会に就学状況を報告することを義務づけ（外国人児童生徒についても学齢簿の作成を義務づけ 等）
- ・「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第 48 号）第 10 条に基づき今後作成される基本方針にこうした点を盛り込むことも考えられるか。

2. 就学促進に向けた方策

- 就学促進に向けた制度的な対応として、日本人の保護者が負う就学義務に準じて、子供を教育機関に通わせる等の何らかの義務を外国の子供の保護者に対しても課すことは考えられるか。その場合、どのような論点があるか。

(例)

- ・外国人学校での教育や家庭学習を含めるか。その場合、「外国人学校」や「家庭学習」をどう定義するか。それらにおける教育の質をどう担保するか。
- ・在留資格や在留期間を考慮する必要があるか。
- ・外国人に何らかの義務を課す場合に、各国の理解を得て、各国の義務教育制度との整合性（特に教育課程の調整）をどのようにとるか。
- ・何らかの義務を課した場合に、受け入れ環境の整備や学ぶ者に対する支援をどのようにするか。（一条校に通う場合と教育機関で学ぶ場合の整理や財源について）
- ・何らかの義務を課した場合、修了認定の基準や効果をどのようにするのか。

- 地方出入国在留管理局の窓口等で就学案内をすることは考えられるか。

3. 外国人生徒の高等学校進学促進方策

- 外国人生徒の高等学校進学を促進するために、高等学校入学者選抜においてどのような取組が考えられるか。

(例)

- ・高等学校入学者選抜における特別枠設定、拡大
- ・高等学校入学者選抜における特別の配慮の実施
- ・編入学試験の弾力的実施

また、各都道府県での先進事例について、どのような手段を採れば効果的に全国展開を図ることが可能となるか。(補助金との紐づけ、公表等)

- 高等学校進学後の学習支援として、高等学校においても外国人生徒を特別の教育課程の適用対象とすることについてどう考えるか。

- 外国人学校を卒業した者に対する高等学校入学資格の取扱いが都道府県により異なっている中、県等が当該資格付与をより適切に行う方策についてどう考えるか。

- 現在補助事業で実施している「外国人高校生に対する包括的な教育・支援」(今年度実施：静岡県、三重県、川崎市、新潟市、大阪市、豊橋市)での活用も含め、学校と自治体内関係部署、国際交流協会等の外郭団体、NPO等の民間団体等の関係機関との連携をどのように図るか。

特に、

- ・地域にどのような関係機関があり、どのようなリソースを有していることを教育委員会・学校側でどのようにして把握するか。
- ・関係機関側からアプローチを図りやすくするために、教育委員会・学校側で講ずべき方策はあるか。

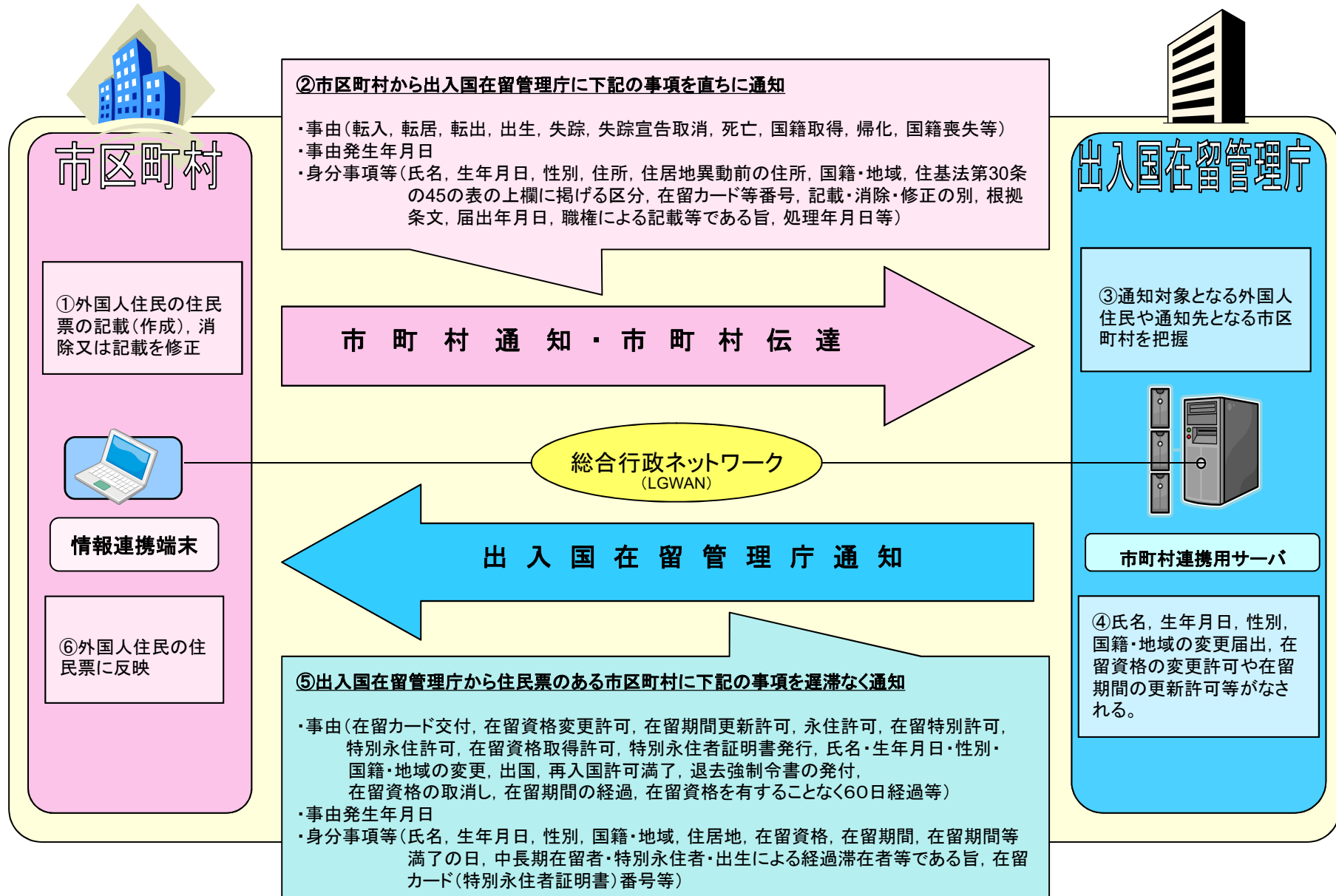
<参考>

NPO 法人多文化共生教育ネットワークかながわの取組

- ・高校入進学ガイダンスの実施
- ・高校入試ガイドブック(多言語版)の作成
- ・高校へのコーディネーター・サポーターの派遣
- ・行政とNPOとの支援ネットワーク会議の実施

- ・ 支援者・母語サポーターにより家庭への支援
- ・ 学校内の居場所づくり（学校内カフェ）

情報連携



義務教育諸学校への就学手続について

上記就学義務を履行させるための事務を就学事務といいます。就学事務は地方公共団体の自治事務とされ、小・中学校への就学に関する事務は、市町村の教育委員会が行うこととされています。

市町村の教育委員会は、翌年度より小学校又は中学校に就学すべき者（以下「就学予定者」という。）の保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければなりません。（学校教育法施行令第5条第1項）

市町村内に小学校（中学校）が2校以上ある場合、この通知において就学予定者が就学すべき小学校（中学校）を指定することとされており（同令第5条第2項）、多くの市町村教育委員会は、就学校の指定にあたり、あらかじめ通学区域を設定し、それに基づいて指定を行っています。

なお、市町村教育委員会の判断により、就学すべき学校の指定に先立ちあらかじめ保護者の意見を聴取することもできることとなっています（いわゆる学校選択制）。（学校教育法施行規則第32条第1項）

また、保護者は、就学すべき学校の指定にしたがって、その子を就学させる義務を負いますが、指定された学校について、保護者の意向や子の状況に合致しない場合等において、市町村教育委員会が相当と認めるときには、保護者の申立により、市町村内の他の学校に変更することができます。（同令第8条）

市町村教育委員会は、就学校を指定する通知において、この保護者の申立ができる旨を示すこととなります。（同規則第32条第2項）

さらに、住所を有する市町村以外の市町村の学校に就学させることも、両市町村間の協議を経て、受入れ校を設置する市町村教育委員会が承認した場合には可能です（区域外就学）。（同令第9条）

日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号） 抜粋

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の基本的な方針）

第11条 地方公共団体は、基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。

第5節 地方公共団体の施策

第26条 地方公共団体は、この章（第二節を除く。）に定める国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じた日本語教育の推進のために必要な施策を実施するよう努めるものとする。

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号） 抜粋

（基本理念）

第3条 教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

4 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（平成29年3月31日 文部科学省） 抜粋

1. 教育機会の確保等に関する基本的事項

（3）基本的な考え方

法第3条においては、次に掲げる事項が基本理念として規定されている。

4 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない

者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。

～中省略～

あわせて、多様な背景・事情から、就学に課題を抱える外国人の子供に対する配慮が必要である。

外国人の子供の公立義務諸学校への受入れについて

外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

【参考】

日本国憲法（昭和21年11月3日憲法）

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

教育基本法（平成18年12月22日法律第百二十号）

（義務教育）

国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。（2～4項省略）

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）（昭和54年8月4日条約第6号）（抄）

第十三条

一 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。

二 この規約の締約国は、一の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。

(a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育(技術的及び職業的中等教育を含む。)は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。

児童の権利に関する条約（平成6年5月16日条約第2号）（抄）

第二十八条

一 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

(a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育(一般教育及び職業教育を含む。)の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

諸外国における外国人就学に係る制度

国名	日本	ドイツ	イギリス	アメリカ	フランス	中国	韓国
外国人の就学義務	無	州の憲法や教育関連法令に規定あり（国籍による区別はない）	法令上の規定あり（国籍による区別はない）	通常、各州の教育法にある就学義務規定が国籍の有無に関係なく適用される。	法令上の規定あり（国籍による区別はない）	無	無
就学が認められる学校	公立，私立	公立，私立（代替学校，補完学校）※	公立，私立，ホームスクーリング	公立，私立，ホームスクーリング	公立，私立，ホームスクーリング	公立，私立（ただし，地方が審査し，国が認めた受入れ資格を持つ学校のみ，外国人児童生徒の受入れが可能）	公立，私立
外国人学校の位置付け	各種学校	私立学校（代替学校，補完学校）※	私立学校（要認可）	私立学校	主に私立学校やアソシエーションとして存在	日本の各種学校に相当する機関	設置認可権は地方教育行政の長にある。私立学校・各種学校として認可される場合もある。
備考		※代替学校として認可されていない，補完学校としての外国人学校において就学義務を履行する場合，例外的に学校監督庁の承認が必要。また，外交官の子女などについては，国際法上の原則あるいは国家間の取り決めに基づいて，就学が免除される場合がある。					

大学入学資格について

○学校教育法（昭和22年法律第26号）（抄）

第90条 大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する大学は、文部科学大臣の定めるところにより、高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、当該大学に入学させることができる。

- 一 当該分野に関する教育研究が行われている大学院が置かれていること。
- 二 当該分野における特に優れた資質を有する者の育成を図るのにふさわしい教育研究上の実績及び指導体制を有すること。

○文部科学省HP「大学入学資格について」

大学（短期大学を含む。大学院を除く。）の入学資格は以下のいずれかに該当する方に認められます。（2019年1月時点）

6. 我が国において、外国の高等学校相当として指定した外国人学校（我が国において、高等学校相当として指定した外国人学校一覧）を修了した者（12年未満の課程の場合は、さらに、指定された準備教育課程（文部科学大臣指定準備教育課程一覧）を修了する必要がある。）（昭和56年文部省告示第153号第4号、第5号）【⇒別紙】

(※3)我が国において、高等学校相当として指定した外国人学校一覧(平成31年3月28日現在)

12年以上の課程

学校名	所在する都道府県	備考
インスチット・エドゥカレ(名称変更前のエスコーラ・ピンゴ・デ・ジェンテを含む。)	茨城県	
エスコーラ・エクレシエ・ド・グルーポ・オピソン	茨城県	
インスチット・エドカシヨナル・ジェンテ・ミウーダ	群馬県	
インスチット・エドカシヨナル・セントロ・ニッポ・ブラジレイロ・デ・オイズミ	群馬県	平成18年2月6日以降に当該課程を修了した者に限る。
エスコーラ・パラレロ各種学校(名称変更前のエスコーラ・パラレロ 太田校を含む。)	群馬県	
伯人学校イーエーエス太田(名称変更前のコレージオ・ピタゴラス・ブラジル 太田校を含む。)	群馬県	
エスコーラ・インテルクートウラウ・ユニフィカーダ・アルコ・イリス	埼玉県	
各種学校インスチット エドゥカシヨナル ティー・エス レクレアソン	埼玉県	平成26年12月8日以降に当該課程を修了した者に限る。
コロンビア・インターナショナルスクール	埼玉県	
インディア・インターナショナル・スクール・イン・ジャパン	東京都	平成23年4月1日以降に当該課程を修了した者に限る。
インドネシア学校東京	東京都	

カナディアン・インターナショナルスクール	東京都	
東京韓国学校中・高等部(名称変更前の東京韓国学校を含む。)	東京都	
東京国際フランス学園(名称変更前のリセ・フランコ・ジャポネ・ド・トウキョウ及びリセ・フランコ・ジャポネ・ド・東京 柳北校を含む。)	東京都	
東京中華学校	東京都	
東京横浜独逸学園	神奈川県	
横浜中華学院	神奈川県	
アルプス学園(名称変更前のコレージオ・ピタゴラス・ブラジル 山梨校を含む。)	山梨県	
コレージオ・エ・クレシェ・サウ・エ・ルス	長野県	平成18年2月6日以降に当該課程を修了した者に限る。
長野日伯学園(名称変更前のコレージオ・ピタゴラス・ブラジル 長野校を含む。)	長野県	
コレージオ・イザキ・ニュートン	岐阜県	
セントロ・エドカシヨナル・ノヴァ・エターパ	岐阜県	
ソシエダーデ・エドカシヨナル・ブラジリアン・スクール	岐阜県	平成18年2月6日以降に当該課程を修了した者に限る。
HIRO学園 エスコーラ ブラジレイラ プロフェソール カワセ(名称変更前のエスコーラ・ブラジレイラ・プロフェソール・カワセを含む。)	岐阜県	
エスコーラ・アウカンセ	静岡県	
エスコーラ・ノヴァ・エラ	静岡県	
エスコーラ・ブラジル(名称変更前のエスコーラ・ブラジレイラ・デ・ハママツを含む。)	静岡県	平成18年2月6日以降に当該課程を修了した者に限る。

セントロ・エドカシヨナル・イ・プロ フィシオナリザンチ-CEP ブラジ ル	静岡 県	
伯人学校イーエーエス浜松(名称 変更前のエスコーラ・アレグリア・ デ・サベール 浜松校を含む。)	静岡 県	平成18年2月6 日以降に当該 課程を修了した 者に限る。
ムンド・デ・アレグリア学校(ブラジ ル課程に限る。)	静岡 県	平成25年1月31 日以降に当該 課程を修了した 者に限る。
エスコーラ・サンパウロ	愛知 県	平成18年2月6 日以降に当該 課程を修了した 者に限る。
エスコーラ・ネクター	愛知 県	
コレージオ・ブラジル-ジャポン・プ ロフェソール・シノダ	愛知 県	
伯人学校イーエーエス豊田(名称 変更前のエスコーラ・アレグリア・ デ・サベール 豊田校を含む。)	愛知 県	平成18年2月6 日以降に当該 課程を修了した 者に限る。
伯人学校イーエーエス豊橋(名称 変更前のエスコーラ・アレグリア・ デ・サベール 豊橋校を含む。)	愛知 県	
伯人学校イーエーエス碧南(名称 変更前のエスコーラ・アレグリア・ デ・サベール 碧南校を含む。)	愛知 県	
ニッケン学園	三重 県	
伯人学校イーエーエス鈴鹿(名称 変更前のエスコーラ・アレグリア・ デ・サベール 鈴鹿校を含む。)	三重 県	平成18年2月6 日以降に当該 課程を修了した 者に限る。
日本ラチーノ学院(名称変更前の コレージオ・ラティーノ・デ・シガを 含む。)	滋賀 県	

12年以上の課程で廃校となったもの

学校名	所在する都道府県	備考
コレージオ・ピタゴラス・ブラジル 真岡校	栃木県	平成18年2月6日から平成21年12月31日までの間に当該課程を修了した者に限る。
エスコーラ・パラレロ 伊勢崎校	群馬県	平成18年2月6日から平成21年3月31日までの間に当該課程を修了した者に限る。
セントロ・エドカシヨナル・カナリーニョ	埼玉県	平成18年2月6日から平成21年3月31日までの間に当該課程を修了した者に限る。
セントロ・デ・アプレンジザージェン・ロゴス	埼玉県	平成18年2月6日から平成22年4月1日までの間に当該課程を修了した者に限る。
エスコーラ・パラレロ 伊那校	長野県	平成18年2月6日から平成18年12月31日までの間に当該課程を修了した者に限る。
セントロ・エドカシヨナル・ノヴォ・ダマスコ	長野県	平成24年3月14日までに当該課程を修了した者に限る。
インスチツート・エドカシヨナル・エマヌエウ	岐阜県	平成18年2月6日から平成19年9月14日までの間に当該課程を修了した者に限る。
エスコーラ・ウノ・デ・エデュカソン・インファンチウ・エンシーノ・フンダメンタウ・エ・エンシーノ・メディオ	静岡県	平成18年2月6日から平成19年10月31日までの間に当該課程を修了した者に限る。
エスコーラ・ニッポ・ブラジレイラ	静岡県	平成18年2月6日から平成21年10月5日までの間に当該課程を修了した者に限る。
コレージオ・ピタゴラス・ブラジル 浜松校	静岡県	平成18年2月6日から平成24年5月8日までの間に当該課程を修了した者に限る。
コレージオ・アウレオ	愛知県	平成18年2月6日から平成22年5月15日までの間に当該課程を修了した者に限る。

コレージオ・ドン・ボスコ	愛知県	平成18年2月6日から平成23年3月11日までの間に当該課程を修了した者に限る。
コレージオ・ピタゴラス・ブラジル 愛知校	愛知県	平成18年2月6日から平成24年5月8日までの間に当該課程を修了した者に限る。
京都韓国中学	京都府	平成18年3月31日までに当該課程を修了した者に限る。

12年未満の課程

学校名	所在する都道府県	備考
ムンド・デ・アレグリア学校(ペルー課程に限る。)	静岡県	
エスコーラ・エ・クレシェ・ド・グルーポ・オピソン	茨城県	平成18年2月5日までに当該課程を修了した者に限る。
エスコーラ・ピンゴ・デ・ジェンテ	茨城県	
コレージオ・ピタゴラス・ブラジル 真岡校	栃木県	
インスチツート・エドカショナル・ジェンテ・ミウダ	群馬県	
インスチツート・エドカショナル・セントロ・ニッポ・ブラジレイロ・デ・オイズミ	群馬県	
エスコーラ・パラレロ 伊勢崎校(名称変更前のエスコーラ・パラレロ 東村校を含む。)	群馬県	
エスコーラ・パラレロ 太田校	群馬県	
コレージオ・ピタゴラス・ブラジル 太田校	群馬県	
セントロ・エドカショナル・カナリーニョ	埼玉県	
セントロ・デ・アプレンジザージェン・ロゴス	埼玉県	
コレージオ・ピタゴラス・ブラジル 山梨校	山梨県	

エスコーラ・パラレロ 伊那校	長野県
コレージオ・エ・クレシェ・サウ・エ・ルス	長野県
コレージオ・ピタゴラス・ブラジル 長野校	長野県
インスチツート・エドカシヨナル・エマヌエウ	岐阜県
エスコーラ・ブラジレイラ・プロフェソール・カワセ	岐阜県
セントロ・エドカシヨナル・ノヴァ・エターパ	岐阜県
ソシエダーデ・エドカシヨナル・ブラジリアン・スクール	岐阜県
エスコーラ・アレグリア・デ・サベール 浜松校	静岡県
エスコーラ・ウノ・デ・エデュカソン・インファンチウ・エンシーノ・フンダメンタウ・エ・エンシーノ・メディオ	静岡県
エスコーラ・ニッポ・ブラジレイラ	静岡県
エスコーラ・ブラジレイラ・デ・ハママツ	静岡県
コレージオ・ピタゴラス・ブラジル 浜松校	静岡県
エスコーラ・アレグリア・デ・サベール 豊田校	愛知県
エスコーラ・アレグリア・デ・サベール 豊橋校	愛知県
エスコーラ・アレグリア・デ・サベール 碧南校	愛知県
エスコーラ・サンパウロ	愛知県
エスコーラ・ネクター	愛知県
コレージオ・アウレオ	愛知県
コレージオ・ドン・ボスコ	愛知県
	愛知県

コレージオ・ピタゴラス・ブラジル 愛知校(名称変更前のコレージ オ・ピタゴラス・ブラジル 半田校 を含む。)		
エスコラ・アレグリア・デ・サ ベール 鈴鹿校	三重 県	
コレージオ・ラティーノ・デ・シガ	滋賀 県	

(参考)指定のプロセスについて

 [インターナショナルスクールの指定について\(日本語・English\) \(PDF:1066KB\)](#)



お問合せ先

高等教育局大学振興課

法規係

電話番号:03-5253-4111(内線2493)



PDF形式のファイルを御覧いただく場合には、Adobe Readerが
必要です。

Adobe Readerをお持ちでない方は、まずダウンロードして、イン
ストールしてください。

(高等教育局大学振興課法規係)

— 登録:平成21年以前 —

日本国内にあるインターナショナルスクールの指定について



文部科学省

日本国内に所在するインターナショナルスクール（外国人学校）について、当該施設が文部科学大臣の指定を受けることにより、当該施設の課程を修了した者に日本の大学入学資格が認められます。

その指定に係るプロセスは以下のとおりです。

詳細な手続きについては文部科学省大学振興課（daigakuc@mext.go.jp）までお問合せください。

① 各国の在日大使館が当該インターナショナルスクールの存在を確認



② 当該外国の本国または在日大使館が、当該インターナショナルスクールの課程について、「本国の高等学校の課程に相当する」ことを認定



③ 各国の在日大使館が文部科学省に対し、上記について確認した旨の文書を送付



④ 文部科学省において告示を改正 → 指定完了

Designating international schools in Japan

The Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT) designates international in Japan, thereby granting eligibility for admittance to Japan's universities to those who have completed the courses of such schools. The designation process is as follows:

Please contact MEXT's University Promotion Division (daigakuc@mext.go.jp) for details.

① The national government's embassy in Japan confirm the existence of the international school.



② The corresponding national government or that government's embassy in Japan certifies that the international school's coursework "is equivalent to the coursework of the high school in that country."



③ The corresponding embassy in Japan sends a document to MEXT vouching for the above.



④ MEXT revises its ministerial bulletin. → Designation is completed.

高校入学資格について

○学校教育法（昭和22年法律第26号）（抄）

第57条 高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

○学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）（抄）

第95条 学校教育法第五十七条の規定により、高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 外国において、学校教育における九年の課程を修了した者
- 2 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 3 文部科学大臣の指定した者
- 4 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則(昭和四十一年文部省令第三十六号)により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- 5 その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

○文部科学省HP「高等学校入学資格 Q&A」

Q2 日本にある外国人学校中等部を卒業したことによって高等学校入学資格を有しますか。

A2 日本にある外国人学校中等部は中学校ではないため、これを卒業したことをもって、高等学校入学資格を有するものではありません。しかしながら、A1にあるように、中学校卒業程度認定試験を受験し合格した上で、高等学校の入学者選抜試験を受験することができます。なお、当該生徒の保護者が日本国籍を有しない場合には、そもそも、その保護者に就学義務は課されていないため、校長の判断により、各高等学校において、中学校卒業者と同等以上の学力があると認められた者についても、当該高等学校の入学者選抜試験を受験することができます。(学校教育法施行規則第95条第5号)

高等学校入学者選抜の状況

①高等学校入学者選抜における配慮を行う対象者について

配慮の対象となる期限	帰国後 1年程度	帰国後 2年程度	帰国後 3年程度	帰国後 5年程度	帰国後 6年程度	期限・対象者に 関する規定なし
帰国生徒	4	18	17	1	3	11

配慮の対象となる期限	来日後 2年程度	来日後 3年程度	来日後 5年程度	来日後 6年程度	来日後 7年程度	期限・対象者に 関する規定なし
外国人生徒	3	18	6	2	1	18

※各都道府県の高等学校入学者選抜実施要項の規定から、配慮の対象となる期限について該当する都道府県の数を記載。
 ※海外における在住期間によって、配慮の対象となる期限を複数設けている県があるため、合計が47都道府県とはならない。
 ※「〇年以内」、「〇年未満」等、県によって期限の規定が異なるため、上記の表では「〇年程度」としている。
 ※「平成〇年4月以降に帰国(入国)した者」等の規定に関しては、平成31年4月の入学時までの期間として算定した。

②各学校における特別定員枠の設定状況について

	特別定員枠を設定している
帰国生徒	18
外国人生徒	14

※帰国・外国人生徒について、特別定員枠を設定している学校数を回答した都道府県の数を記載。

高等学校入学者選抜の状況

③帰国・外国人生徒に対する入学者選抜の配慮状況について

	試験教科を 軽減している	学科試験を 実施しない	その他
帰国生徒	15	2	23
外国人生徒	13	1	25

※入学者選抜の実施に際して、帰国・外国人生徒に対する配慮を実施している都道府県の数を記載。

◎「その他」に該当する内容

- ・出題文の漢字にルビを振る
- ・辞書の持ち込みを許可する
- ・試験時間の延長
- 等

出典「平成31年度高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査」

④試験教科の軽減の状況について

	国語、数学、外国語(英語) を実施	数学、外国語(英語) を実施	5教科(※)から 3教科を自己選択
帰国生徒	10	3	2
外国人生徒	8	4	2

※③の「試験教科を軽減している」都道府県について、それぞれの教科の試験を実施した都道府県の数を記載。

※試験教科については、各都道府県教育委員会の高等学校入学者選抜実施要項により確認した。

※5教科は、国語、社会、数学、理科、外国語(英語)。

※学力検査に加えて、面接や作文を課す都道府県もある。

出典:各都道府県教育委員会の高等学校入学者選抜実施要項

高等学校の編入学の状況

①編入学試験の実施時期について

	随時実施している	時期を限定して実施している	その他
帰国生徒	28	13	18
外国人生徒	24	14	19

※編入学試験の実施時期について、それぞれに該当する都道府県の数に記載。

※同一の県において、「随時実施」の高校と、「時期を限定して実施」の高校の両方が存在する、などのケースがあるため、合計が47都道府県にはならない。

◎「その他」に該当する内容

・学校の判断による ・個別の事情を勘案して判断 ・原則は時期を限定しているが、状況によっては随時実施も可 等

②編入学試験の実施方法について

	学科試験を実施している	学科試験を実施しているが、試験教科を軽減している	学科試験を実施していない（面接・作文等のみ）	その他
帰国生徒	21	4	3	25
外国人生徒	20	3	3	26

※編入学試験の実施方法について、それぞれに該当する都道府県の数に記載。

※同一の県において、「学科試験を実施している」高校と「試験教科を軽減している」高校の両方が存在する、などのケースがあるため、合計が47都道府県にはならない。

◎「その他」に該当する内容

・学校の判断による ・個別の事情を勘案して判断 等

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号） 抜粋

第56の2 小学校において、日本語に通じない児童のうち、当該児童の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第50条第1項、第51条（中学校連携型小学校にあつては第52条の3、第79条の9第2項に規定する中学校併設型小学校にあつては第79条の12において準用する第79条の5第1項）及び第52条の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

第79条 第41条から第49条まで、第50条第2項、第54条から第68条までの規定は、中学校に準用する。

以下 省略

※平成26年度より実施

第131条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において、複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合又は教員を派遣して教育を行う場合において、特に必要があるときは、第126条から第129条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

※平成30年度より、高等学校においても実施できることとした。